

入札説明書

令和5年札幌市告示第5028号に基づく入札等については、札幌市契約規則その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和5年11月21日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市経済観光局経済戦略推進部産業立地・戦略推進課立地促進係

電話 (011) 211-2362

電子メールアドレス business@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 調達する役務の名称

日本経済新聞電子版へのタイアップ記事掲載等業務

(2) 調達案件の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和6年3月31日まで

(4) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「一般サービス業」の「広告業」に登録されていること。

(6) 過去3年間に本市その他の官公庁と新聞（新聞ウェブメディア含む）への記事または広告掲載業務の履行実績があり、当該役務の提供が十分に可能な者であること。

(7) 過去3年間に半導体など先端エレクトロニクス分野に関する記事の作成及び新聞（新聞ウェブメディア含む）への掲載、または関連するイベントを開催したことがあること。

5 参加資格確認申請

この入札に参加を希望する者は、以下の通り上記4に掲げる参加資格を有することを証する書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
- イ 上記4(6)を証する書類（契約書及び仕様書の写し又はこれに類するもの）
- ウ 上記4(7)を証する書類（掲載を確認できる新聞など）

(2) 提出期限

令和5年12月4日（月）12時00分（必着）

(3) 提出方法

上記「2 契約担当部局」あて電子メール、郵送または持参

※郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

6 入札方法等

(1) 入札書の提出期限

令和5年12月5日（火）9時00分（必着）

(2) 入札書の提出方法

ア 入札書（様式2）を作成し、直接持参する場合は、封筒に入れ封印したうえで、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和5年12月5日10時00分開札〔日本経済新聞電子版へのタイアップ記事掲載等業務〕入札書在中」の旨を記載し、上記「2 契約担当部局」宛に入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 送付により提出する場合は、二重封筒とし、外封に「令和5年12月5日10時00分開札〔日本経済新聞電子版へのタイアップ記事掲載等業務〕の入札の旨を記載し、上記「2 契約担当部局」宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(3) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

この一般競争に参加を希望する者で、本入札説明書、仕様書、契約書案等についての質問がある場合は、以下の通り提出すること。質問期限を過ぎた場合は質問を受け付けない。

ア 提出方法

質問票（様式3）に質問の要旨を記入し、電子メールで送付すること。

送付の際は、件名に「日本経済新聞電子版へのタイアップ記事掲載等業務質問票の送付」と記載すること。

イ 提出先及び提出期限

上記「2 契約担当部局」宛

提出期限 令和5年11月28日（火）12時00分（必着）

ウ 回答の方法

質問者の名を伏せて札幌市経済観光局ホームページで随時公表する。

(4) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条

件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(6) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに代理委任状（様式 4）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札の日時及び場所

令和 5 年 12 月 5 日（火）10 時 00 分

札幌市経済観光局会議室

（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目札幌市役所 15 階）

(8) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で入札がないときには、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として 2 回を限度とする。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 要。ただし、札幌市契約規則第 25 条の規定に該当する場合は免除する。

(4) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が、2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことが

できないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、上記6(3)のとおり、説明を求ることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項 契約書(案)のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、入札が行われた日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所 上記「2 契約担当部局」に同じ

イ その他 提出は持参によるものとし、送付又は電送によるものは認めない。

以 上